

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和6年9月27日
経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法は「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」等を目的として、保安を確保するため設置者による自主的な保安が義務づけられており、設備を使用する前には自らが安全性の確認をすることとされており、電気事業法第51条において使用前自主検査、電気事業法第51条の2において使用前自己確認を規定しております。

上記について、それぞれの確認方法については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。）第73条の4及び同規則第76条に規定する「十分な方法」の解釈として「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）」において示しているところです。

この度、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令において、低圧の太陽電池発電設備についても接触防止・立入防止措置を求める改正を行ったため、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）」においても必要な改正を実施いたします。

つきましては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程（案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年9月27日（金）～令和6年10月28日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお

送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

